

令和6年度第1回
葛飾区社会福祉協議会
葛飾区成年後見センター主催
親族後見人等の集い

日時：令和6年7月9日（火）
午後2時～4時

場所：ウェルピアかつしか ボランティア活動室
（堀切3-34-1） 【裏面地図参照】

対象：①現在活動をしている親族後見人（区内在住・在勤の方または、被後見人等が区内在住の方）
②親族後見人になることを検討中で区内在住・在勤の方

内容

第1部

講演 「親族後見人等としてどのように意思決定支援を行うのか」

講師：行政書士 植原 ひとみ 氏

第2部

情報交換会（座談会）

*参加者同士、自由に意見交換・情報交換

定員：20名(先着順)

申込：5月13日（月）午前9時から電話またはQRコードでお申込みください。

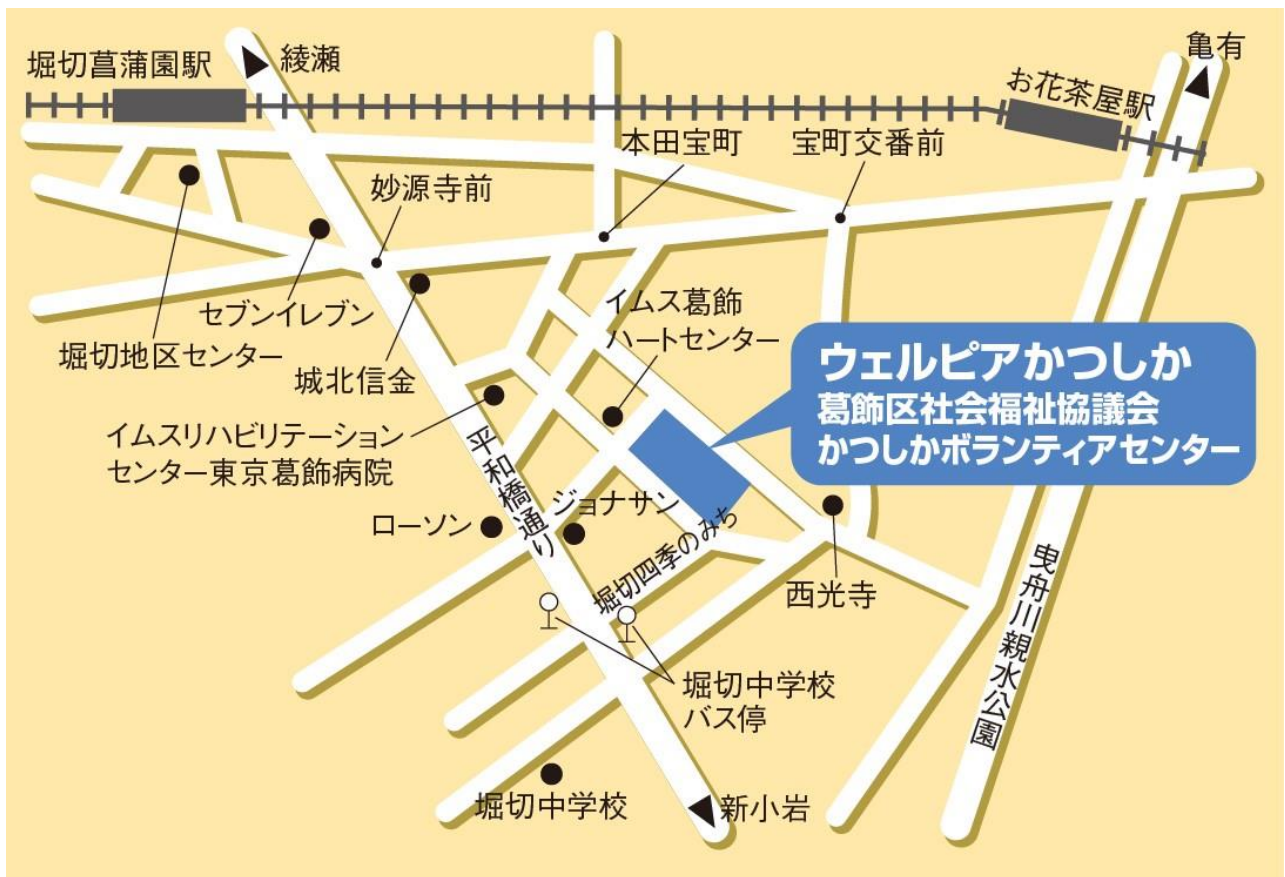


【申込み・問い合わせ先】

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

葛飾区成年後見センター 電話 5672-2833





ウェルピアかつしか
葛飾区社会福祉協議会
ボランティア・地域貢献活動センター
(住所：葛飾区堀切3-34-1)

電車

京成お花茶屋駅・堀切菖蒲園駅下車 徒歩 各12分

バス

【京成タウンバス】

(新小51系統 綾瀬駅—新小岩駅) 堀切中学校バス停下車徒歩3分

ご親族として「成年後見制度」に関わる皆様へ

葛飾区成年後見センター 電話:5672-2833

葛飾区成年後見センターでは、成年後見制度に関わる親族の方々の様々なお悩みやご相談に対応するため、次のような取り組みをしています。ぜひご利用ください！

1 ご本人、親族後見人等への支援

成年後見申立後、家庭裁判所から、後見等開始の審判書が届きます。その審判が下りてから、限られた期間内に最初の報告を家庭裁判所に届けなければなりません。

またご本人のために行政や金融機関等への手続きもする必要があります。

具体的に行う内容については、家庭裁判所からお知らせがあり、それをご覧になって手続きを進めていただくこととなります。

後見人等になられてから生じる疑問や悩みごとにつきましては、家庭裁判所や監督人、繋がりのある専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)に相談される方も多いと思いますが、身近な相談機関として、当センターでも相談にのらせていただきます。どうぞ、気軽にご連絡ください。

2 親族後見人等(成年後見人等)の集いの開催

成年後見センターでは、定期的に「親族後見人等(成年後見人等)の集い」と題して、親族の方で後見人等になっている方、またはなろうとしている方々に情報の提供や、悩みの共有などができる場を提供させていただいております。

開催日時や、場所、内容は毎回違ってまいります。すでに成年後見センターにご連絡いただいている方や、参加したことがある方には事前にご連絡を差し上げます。また、「社協だより」でもご案内しておりますので是非ご参加ください。